

答 申

第1 審査会の結論

岡山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成30年7月24日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成29年度に〇〇〇〇〇〇事務所（以下「〇〇事務所」という。）が〇〇警察署地域課に対して行った照会、相談及び依頼等に関する諸記録（件数、受理日時、受理態様（来訪、電話、文書、FAX、Eメール等）、件名、相談者、関係者、関係団体、処理状況（申出者への回答を含む）、申出内容、処理経過等が分かるもの）及び〇〇警察署地域課が〇〇事務所に対して行った助言及び指導の内容が分かるもの」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書については保有していないことを理由に本件処分を行い、平成30年8月2日付けで、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成30年8月10日付けで、実施機関の上級行政庁である岡山県公安委員会に対して審査請求を行った。
- 4 岡山県公安委員会は、条例第17条の規定により、平成30年10月25日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「岡山県警察本部長が行った非開示決定の取り消しを求める」ものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件開示請求に対し、「請求のあった公文書を保有していない」として非開示決定を行ったが、審査請求人の開示請求を受け、〇〇事

- 務所が開示した「〇〇対応マニュアル」には、「以前から〇〇警察署地域課に警備依頼していました」との記述や、〇〇事務所の〇〇〇〇課長が出席者へ退出を命令し、警察官が臨場した際の現場検証や事情聴取に対応していることから、平成29年度から平成30年度までの間に〇〇事務所から〇〇警察署地域課に対して警備依頼がなされていたはずである。
- (2) 警察庁が発出した「相談への迅速・確実な組織対応のための総・警務部門における相談の受理・点検等の実施について（通達）」（平成24年12月26日付け警察庁丙総発第89号ほか。以下「警察庁通達」という。）では、「警察署が受理した全ての相談を一元的に把握・管理するための簿冊等（電磁的記録を含む）を総・警務部門に備え付けること。また、警察署が受理した相談について、速やかに、相談を受理した日時、相談者の人定事項、相談概要、処理部門等を管理簿に登載した上、管理のための番号を付し、管理簿を用いて、随時、副署長又は次長に報告すること。」と規定されている。

もし、本件対象公文書が不存在であれば、上記の警察庁通達に反した取扱いがされたことになる。

- (3) 〇〇警察署が本件警備依頼に係る公文書の作成を不要と判断したのは、本件警備依頼の対象である「〇〇」が〇〇大臣又は都道府県知事が共同で実施する行政指導であることから、「〇〇」で司会を務める岡山県〇〇部〇〇課からも同様の警備依頼がなされ、業務遂行上必要な公文書を既に作成済みであったことが理由の1つとして考えられる。

処分庁は本件開示請求に関連する公文書を保有していながら、請求範囲として認識せずに非開示決定を行ったのであり、改めて該当文書を探索、特定し、全て開示するとの決定を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求に係る公文書は不存在であること。

審査請求人が本件審査請求において主張するとおり、平成29年度から平成30年度までの間に当たる平成29年5月頃、〇〇事務所から〇〇警察署地域課に対して、〇〇事務所主催の会議に関し、口頭による依頼がなされた事実があったことは確認されたが、本件依頼に際して〇〇事務所からの依頼文書等が提出された事実はなく、本件依頼に関して、実施機関の職員が公文書を作成した事実も認められなかった。

また、今回開示請求のあった〇〇事務所以外の機関からこの会議に関しての警備依頼要請はない。

- 2 本件対象公文書が不存在であることについて不適切な取扱いはないこと。

審査請求人は、「本件対象文書が不存在であれば、警察庁が発出した通達

に反した取り扱いがなされたこととなる」旨を主張するが、本件開示請求に係る実施機関の職員は、本件依頼について実質的に判断し、警察安全相談としての扱いはしていない。

よって、通達に反した扱いであるとは言えず、本件対象公文書が不存在であることについても、不適切な扱いがあったとは言えない。

今回は具体的な情勢があるわけではなく、もし、110番通報があれば警察が来て対応することになるので、事前に承知しておくというものであり、必ずしも相談として捉えなければならないものではなく、相談として捉えていないということで文書を残していないことが不適切だとは考えていない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となった公文書は、「平成29年度に〇〇事務所が〇〇警察署地域課に対して行った照会、相談及び依頼等に関する諸記録（件数、受理日時、受理態様（来訪、電話、文書、FAX、Eメール等）、件名、相談者、関係者、関係団体、処理状況（申出者への回答を含む）、申出内容、処理経過等が分かるもの）及び〇〇警察署地域課が〇〇事務所に対して行った助言及び指導の内容が分かるもの」である。

2 本件対象公文書の存否について

審査請求人は、本件審査請求において、〇〇事務所又は岡山県〇〇部〇〇課から〇〇警察署地域課に対してなされた警備依頼について、本件対象公文書が不存在であれば、警察庁通達に反した扱いがなされたこととなり、何らかの公文書が存在するはずであると主張している。

一方、実施機関は、〇〇事務所から〇〇警察署地域課に対して口頭による依頼がなされた事実があったことは確認されたが、本件依頼に際して〇〇事務所又はその他の機関から依頼文書等が提出された事実はなく、本件依頼に関して実施機関の職員が公文書を作成した事実も認められなかったと主張し、さらに、本件依頼に関しては実質的に判断し、警察安全相談としての扱いはしていない旨を主張している。

当審査会において、警察庁通達を見分したところ、同警察庁通達には相談の定義として、「相談とは、警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転免許の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事実の教示を除く。）を求めるものとし、単なる情報提供は含まない。」とされており、さらに、「相談該当性の判断に当たっては、申出者の言葉から形式的に判断することなく、申出者の立場、申出者が置かれている状況その他諸般の事情を総合的に考慮し、実質的に判断すること。」とされていた。

さらに、同警察庁通達には「警察署が受理した全ての相談を一元的に把握・管理するための簿冊等（電磁的記録を含む。以下「管理簿」という。）を

総・警務部門に備え付けること。また、警察署が受理した相談について、速やかに、相談を受理した日時、相談者の人定事項、相談概要、処理部門等を管理簿に登載した上、管理のための番号を付し、管理簿を用いて、随時、副署長又は次長に報告すること。」とされており、相談として受理した場合は、管理簿を用いて報告する旨が規定されている。

実施機関によると、前述のとおり〇〇事務所から本件警備に関する依頼があったことは事実であるが、依頼については口頭によるものであり依頼文等の提出はなく、また、本件警備については、具体的な情勢が認められず、事前に承知しておけば足りる内容であるとし、単なる情報提供であると認められ、よって、担当職員は管理簿による管理までは不要であると判断し、公文書を作成していないとのことである。

さらに、実施機関の職員による「本件依頼事実についてはメモ等は残していないが、普段依頼がないような機関からの依頼であったことから記憶にあった。」旨の説明についても、不合理なものとは言えない。

これらのことから、本件開示請求に係る本件対象公文書を作成し、又は取得していないため保有していないとする実施機関の説明に、特段の不自然、不合理な点があるとは認められず、また、他に本件対象公文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

3 結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分については、妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

なお、当審査会は、公開決定等の妥当性等について調査審議する機関であるにとどまる。

これに対して、審査請求人が申し立てる「岡山県警察文書管理規程に違反している」旨については、公文書作成義務の有無及び範囲に係るものであり、当審査会はその適否を判断する立場にはなく、また、その他の主張についても、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年10月25日	審査庁から諮問を受けた。
平成30年12月21日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。

平成31年 1月25日 (審査会第2回目)	実施機関及び審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
平成31年 2月27日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成31年 3月26日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成31年 4月 9日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏名	職名	備考
会長 南川 和宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 鷹取 司	弁護士	
岩崎 香子	弁護士	第一部会委員
岩藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
田並 尚恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中富 公一	岡山大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。